

～よくあるご質問（リワーク支援）～

Q1.どんな人が利用できますか？

民間企業をうつ病等により休職中の方で、病状が回復期にあり、職場復帰を目指す方が対象になります。リワーク支援の開始については、本人・主治医・事業所の3者合意が必要となります。すでに退職した方や退職予定の方はリワーク支援をご利用いただけませんが、当センターでは別のプログラムのご利用もできますので、併せてご相談ください。

Q2.リワーク支援はどうやって申し込めばよいのでしょうか？

月1回「リワーク支援説明会」を開催しております。

ホームページに年間の説明会予定を掲載しておりますので、ご本人やご家族、事業所の方など、どなた様からでも構いませんので、当センターに直接お電話等でお問い合わせください。

なお、「リワーク支援説明会」へのご予約に関しては、ご本人から当センターに直接お電話いただき、受け付けております。

Q3.リワーク支援は申し込んでから利用できるまでにどのくらいかかりますか？

リワーク支援説明会実施後、①事前相談（翌週以降随時）、②体験利用（概ね翌月上旬から開始し、平均4～6週間）、③リワーク支援（本支援、12週間）と3つのステップを設けております。ただし、リワーク支援室は定員がありますので、定員に達すると体験利用開始までお待ちいただくことがございます。

リワーク支援の説明会からプログラム終了までは、概ね5～6カ月程度が標準です。

Q4.受講の費用はかかりますか？

受講料は無料です。交通費及び昼食代は自己負担となります。

Q5.脳血管疾患を発症し休職しています。リワーク支援は利用できますか？

リワーク支援はうつ病等の精神的なご病気の方の復職プログラムですので、利用はできませんが、当センターでは脳血管疾患を発症された方の復職に関するご相談もお受けしておりますので、ご連絡ください。

Q6.休職中の公務員ですが、利用できますか？

公務部門（国や地方公共団体、特定地方独立行政法人）は、当センターの支援対象とはならないため、ご利用いただけません。民間のリワークプログラム等をご利用ください。

